資料 4

第 5 回情報分野産業標準作成委員会（書面審議）
コメント及び対応結果

議　　題	資料番号	委員名	意見等	対応結果
産業標準案の作成及び審議について（X6305-2　改正 JIS 案）	資料 3	石井委員	資料 3 の p.1「5. 制定・改正の内容等に関する事項」における、 (3)改正の主旨にある「①産業標準化することの利点ア、ウ、オ」と(2)改正点の「適用範囲について」、「引用規格について」、「試験方法について」の対応について。 「適用範囲について」は利点ア、ウ 「試験方法について」は利点ア、ウ、オ に相当すると考えられますが、「引用規格について」はどの利点に相当しますか？単なる記載漏れの追記だからどれにも相当しないということですか？ 【必要性】にも記載されていないことから、現行で 97 行目~99 行目への記載が漏れていたので追記したのみと理解しました。もしそうであれば、改正点は「引用規格について、引用規格一覧に（記載漏れだった）ISO/IEC 7811-8、ISO/IEC 8484 を追加する」のようなストレートな表現にしてもよいのでは？	①「引用規格について」の利点につきましては、利点ウ（相互理解の促進、互換性の確保に寄与すると認められるとき）が該当すると想定しております。 ②ISO/IEC 7811-8、ISO/IEC 8484 につきましては、現行 JIS の記載漏れではなく、対応国際規格である ISO/IEC 10373-2:2015 にて新たに追加された引用規格であり、この内容に従って今回の JIS 改正において追加したものであるため、原案通りの記載のままにさせていただきたいと思います。